

管理計画認定基準適合状況 自己チェックリスト

適合	不適合	不明	認定基準	備考
(1) 管理組合の運営				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理者等が定められていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	監事が選任されていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	集会在年1回以上開催されていること	
(2) 管理規約				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理規約が作成されていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マンションの適切な管理のため、管理規約において災害等の緊急時や管理上必要なときの専有部分の立ち入り、修繕等の履歴情報の管理等について定められていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	マンションの管理状況に係る情報取得の円滑化のため、管理規約において、管理組合の財務・管理に関する情報の書面の交付（又は電磁的方法による提供）について定められていること	
(3) 管理組合の経理				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理費及び修繕積立金等について明確に区分して経理が行われていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	修繕積立金会計から他の会計への充当がされていないこと	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	直前の事業年度の終了の日時点における修繕積立金の3ヶ月以上の滞納額が全体の1割以内であること	
(4) 長期修繕計画等の作成及び見直し等				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画が「長期修繕計画標準様式」に準拠し作成され、長期修繕計画の内容及びこれに基づき算定された修繕積立金額について集会在て決議されていること	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画の作成又は見直しが7年以内に行われていること	7年とは、長期修繕計画の総会承認日から認定申請日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画の実効性を確保するため、計画期間が30年以上で、かつ、残存期間内に大規模修繕工事が2回以上含まれるように設定されていること	30年とは、計画期間開始日から計画期間終了日
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画において将来の一時的な修繕積立金の徴収を予定していないこと	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画の計画期間全体での修繕積立金の総額から算定された修繕積立金の平均額が著しく低額でないこと	
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	長期修繕計画の計画期間の最終年度において、借入金の残高のない長期修繕計画となっていること	
(5) その他				
<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	管理組合がマンションの区分所有者等への平常時における連絡に加え、災害等の緊急時に迅速な対応を行うため、組合員名簿、居住者名簿を備えているとともに、1年に1回以上は内容の確認を行っていること	

管理計画認定基準適合状況 自己チェックリストの使い方

▼現状を知る

認定基準には、簡単に満たせている項目と比較的ハードルの高い項目があります。

しかしながら、全ての項目が基準適合していないと、管理計画認定を申請することができません。

「じゃあ申請はしなくてもいいや」と諦める前に、ご自身のマンションの管理状況を知ってみませんか？

認定基準を確認し、マンションの維持管理に最低限度の基準を知りましょう。

▼課題を知る

認定基準を確認することで、見えてくる課題があるかと思えます。

「管理費と修繕積立金が区分経理されてないな」「長期修繕計画の作成が随分前になるけど、修繕積立金は足りるかな？」「名簿が更新されてないけど、災害のとき大丈夫かな？」など。

課題を書き出し、基準適合していない項目を整理することから始めましょう。

▼解決に向けて計画を立てる

基準適合していない項目の整理ができたなら、どのくらいの期間でどの様にすればクリアできるか考えてみましょう。

管理計画認定を申請するにも一足飛びではできません。

管理規約や長期修繕計画の見直し、修繕積立金の値上げには総会の決議が必要です。

また、区分所有者の理解を得るには、全員で管理の重要性の認識を高める必要があります。

大切な資産であるマンションのために、一度管理組合の中で話し合ってみましょう。